

7

令和3年度

静岡市公営企業会計
決算審査意見書

静岡市監査委員

04 静 監 第 775 号
令和 4 年 8 月 23 日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員 遠 藤 正 方
同 白 鳥 三和子
同 福 地 健
同 大 石 直 樹

令和 3 年度静岡市公営企業会計決算審査意見の提出について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 3 年度静岡市公営企業会計（静岡市簡易水道事業会計、静岡市病院事業会計、静岡市水道事業会計、静岡市下水道事業会計）決算及び附属書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

1	審 査 の 基 準	2
2	審 査 の 種 類	2
3	審 査 の 対 象	2
4	審 査 の 着 眼 点	2
5	審査の主な実施内容	2
6	審査の実施場所及び日程	2
7	審 査 の 結 果	3
8	経 営 成 績	3

決算の概要及び意見

(1)	静岡市簡易水道事業会計	5
	参 考 資 料	20
(2)	静岡市病院事業会計	21
	参 考 資 料	37
(3)	静岡市水道事業会計	39
	参 考 資 料	58
(4)	静岡市下水道事業会計	59
	参 考 資 料	78

※参考資料は、各事業会計における最近5か年の経営指標等の推移である。

令和3年度静岡市公営企業会計決算審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1) 審査の名称

令和3年度静岡市公営企業会計決算審査

(2) 根拠法令

地方公営企業法第30条第2項

3 審査の対象

令和3年度 静岡市簡易水道事業会計決算

令和3年度 静岡市病院事業会計決算

令和3年度 静岡市水道事業会計決算

令和3年度 静岡市下水道事業会計決算

上記決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

4 審査の着眼点

- (1) 決算書類は関係法令に準拠して作成されているか。
- (2) 決算書類の計数は正確か、また、証書類の計数と一致しているか。
- (3) 財務諸表は財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (4) 業務の執行状況及び予算の執行状況は適正か。
- (5) 経営成績及び財政状態は良好か。

5 審査の主な実施内容

3に掲げる4つの事業会計決算に関する証書類等について、4に掲げる着眼点に基づき審査した。あわせて、主要な事業について、関係職員からの説明聴取等の方法による審査を実施した。

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び審査対象部局会議室等

(2) 日程

令和4年6月1日から令和4年8月17日まで

7 審査の結果

1から6までの記載事項のとおり審査した限り、審査に付された簡易水道事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算書その他関係書類が、重要な点において法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

一方、病院事業会計においては、決算書その他関係書類は法令に準拠して作成されていたものの、本来は1,640,017千円を計上すべき退職給付引当金を、会計処理の誤りにより、1,636,343千円しか計上していなかったため、利益が3,674千円過大に計上されていた。

令和3年度の病院事業会計の経営成績及び当該年度末における財政状態については、この点を除き、適正に表示されていた。

なお、各事業別の決算概要、意見等については、後述のとおりである。

8 経営成績

各事業会計の経営成績は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	簡易水道事業会計	病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計
総 収 益 (A)	135,006	13,267,231	11,130,773	21,026,283
総 費 用 (B)	133,577	12,553,263	8,627,581	19,626,856
損益 (A) - (B) (C)	1,429	713,968	2,503,192	1,399,426
(A)のうち収支不足補填のための一般会計補助金 (D)	82,730	1,607,200	—	—
実 質 損 益 (C) - (D)	△81,301	△893,231	2,503,192	1,399,726

- (注) 1 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。
- (1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。
 - (2) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。
 - (3) 差額等の数値が「0」のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。なお、これらが負数の場合は、「△0」、「△0.0」で表示した。
 - (4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「-」で表示した。
 - (5) 減数又は負数は、「△」で表示した。
 - (6) 比率間の比較は、「ポイント」で表示した。
 - (7) 執行率は予算現額に対する収入済額・支出済額の割合である。
- 2 「第1 業務の執行状況」、「第2 予算の執行状況」については、消費税及び地方消費税を含めて記載した。